

当院が届け出ている施設基準について

1. 医療情報取得加算

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。それに伴い初診時・再診時に医療情報取得加算を算定しております。

初診時：1点

再診時（3ヶ月に1回）：1点

患者さまにはマイナ保険証の利用、医療情報取得への同意にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX を通じた質の高い医療の提供を目指し、以下の取り組みを実施しています。

- ① オンライン資格確認システムを通じて取得した医療情報を診療に活用しています。
- ② マイナ処方箋利用の促進に取り組んでいます。
- ③ 電子処方箋を発行する体制を整備しています。
- ④ 今後、電子カルテ共有サービスを活用できる体制を進めてまいります。

医療 DX の推進に伴い、医療 DX 推進体制加算（8点 変動あり）を月に一度算定しております。

3. 外来後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

4. 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。それにより供給不

足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

5. 明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。